

■ 私たちがめざす野生生物保護法 ■

野生生物ネット「2002年に向けた共通の目標」(要旨)

<狩猟法>から<野生生物保護法>へ

狩猟及び鳥獣保護に関する法制度を、野生生物保護法の趣旨にそうものに改正する

- 関係する法の目的に、生物多様性の保全あるいは自然環境の保全を掲げる。
- 法制度に、市民による監視とその意見反映をはかるための手続をもうける。
- 野生鳥獣による農林水産被害に対する実効的な補償制度を整備する。
- 全国を原則禁猟とし、狩猟は管理猟区で行う。
- 「有害鳥獣の駆除」から「農林水産業に対する被害の防止」への転換を。
- 野生鳥獣等の輸入規制を強化する。
- 有害鳥獣駆除による捕獲個体の利用を禁止する。
- 野生動物に苦痛を与え、あるいは無差別殺傷するわなを禁止する。
- 野生鳥獣保護の業務を行う専門家を育成し地方自治体に配置する。



どこから銃弾が飛んでくる

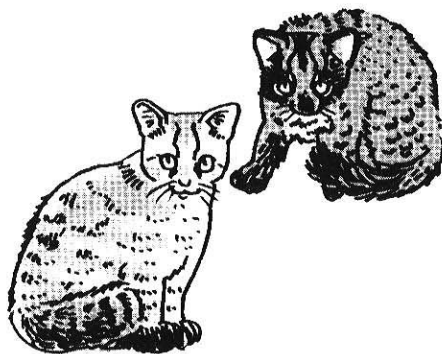


誰も見ていない所で駆除が行われる

<種の保存法>から<野生生物保護法>へ

種の絶滅を防止するのがせいっぱいの「種の保存法」を、特別の保護措置を必要としない状態にまで種を回復させる「野生生物保護法」へ改正する。

- 種のレベルだけでなく、地域個体群を保護対象とする。
- 海洋哺乳類も保護の対象に。
- 保護対象を回復させるための効果的な計画制度をもうける。
- 生息地を破壊する行為に対する一定の規制を設ける。
- ワシントン条約違反を取り締



哺乳類の対象種はイリオモテヤマネコとツシマヤマネコのみ。今の法律では、種を絶滅から守れない

まるために、譲渡規制のあり方を見直す。

- 法律の効果的実施のため、市民による監視とその意見反映をはかる。
- 本法の施行のための特別な財源措置を定める。

※詳細をお知りになりたい方は、事務局まで資料をご請求下さるか、当ネットワークのホームページをご覧下さい。

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

私たちは、2002年の国会で審議される鳥獣保護法の抜本的な見直しをふくむ野生生物保護のための法律の制定をめざし、全国の団体、研究者、議員、個人によって結成されました。(略称：野生法ネット)

[代表世話人] 本谷勲(東京農工大学名誉教授) [世話人] 川道美枝子(京都哺乳類研究会)、草刈秀紀(世界自然保護基金日本委員会)、古南幸弘(日本野鳥の会)、倉澤七生(オイコス事務所)、坂元雅行(野生生物保全論研究会)、鈴木敦子(ウルフ・バルス・ジャパン)、鈴木雅子(北限のジュゴンを見守る会)、竹下信雄(鉛弾規制同盟)、田村尚久(日本自然保護協会)、タシナ・ワンプリ(生命の輪)、野上ふさ子(地球生物会議)、三瓶芳樹(ツキノワの会)、森山まり子(日本熊森協会)、吉田正人(日本自然保護協会)、渡辺隆介(ツキノワの会)

事務局 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-5-5 清ビル205号

Tel. & Fax. 03-3365-0416

e-mail: zb4h-kskr@asahi-net.or.jp URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~zb4h-kskr/wildlife/>